

# 智頭町簡易水道事業経営戦略 (第1回改訂版)



令和8年3月



智 頭 町

# 智頭町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 鳥取県八頭郡智頭町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 4 月 (令和 8 年 3 月改定)

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和32年4月14日	計画給水人口	5,082 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	財務適用 (令和5年4月1日)	現在給水人口	1,743 人
		有収水量密度	0.47 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	18	管 路 延 長 43.68 千m
	配水池設置数	20	
施 設 能 力	894 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	54.36 %

#### ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	料金体系は各集落単位で異なり、主に基本料金+超過料制と固定料金制に分かれるが、その中には基本水量を設定しているものや、口径別料金を設定しているものもあり、簡易水道設立時に由来する体系となっています。 また、毎月の水道料金の徴収についても、基本的に各集落の簡易水道が行っており、水質検査委託料等については、一時的に町が立て替えて支払いし、後に給水使用料として年2回徴収しています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成9年4月1日	

#### ④ 組織

現在の組織体制は課長1名(税務住民課長兼務)、課長補佐1名、副主幹2名で簡易水道事業全般を行っています。業務分担は簡易水道事業の総括、技術に関することは課長補佐、日常の経理、事務等を副主幹が行っています。

水道課	課長(※)	参事	課長補佐	主幹	副主幹	主任	主事	現業職員	合計
	1	0	1	0	2	0	0	0	4

※税務住民課長と兼任

### (2) これまでの主な経営健全化の取組

簡易水道事業の通常の維持管理業務については、各集落の簡易水道世話人(利用者による選任)に委託しているため、町として経営健全化の特別な取組はしていません。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和7年度に策定・公表した「令和6年度決算経営比較分析表」を添付しています。この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体と比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能です。

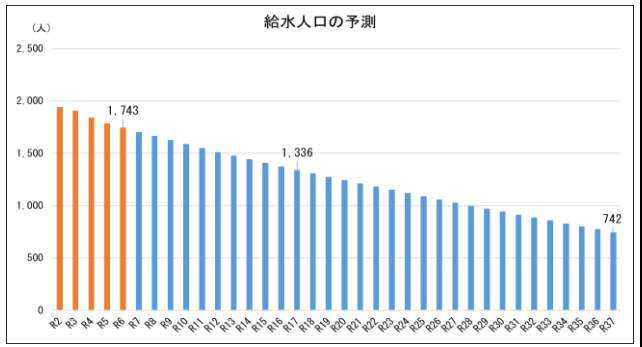
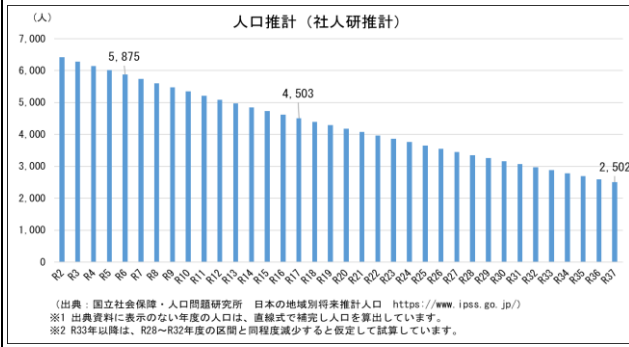
経営指標	R6	全国平均	類似団体	説明	計算式	経営指標の解説
経常収支比率	81.63%	102.02%	102.26%	全国平均及び類似団体と比較して低い水準にある。	$(\text{営業収益} + \text{営業外収益}) \div (\text{営業費用} + \text{営業外費用}) \times 100$	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄われているかを示す。
料金回収率	38.89%	56.19%	39.15%	全国平均及び類似団体と比較して低い水準にある。	$\text{供給単価} \div \text{給水原価} \times 100$	料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを示す。
営業収支比率	21.25%	45.80%	36.50%	全国平均及び類似団体と比較して低い水準にある。	$(\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \div (\text{営業費用} - \text{受託工事費用}) \times 100$	収益性を測るための指標。営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す。
自己資本構成比率	95.64%	62.50%	68.90%	全国平均及び類似団体と比較して高い水準にある。	$(\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}) \div \text{負債資本合計} \times 100$	総資本(負債及び資本)に占める資本金等の割合を示す。
流動比率	84.12%	142.39%	101.60%	全国平均及び類似団体と比較して低い水準にある。	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$	短期債務に対する支払能力を表す。

● 営業収支比率、自己資本構成比率の全国平均、類似団体の値は「令和5年度 簡易水道事業決算の概況(総務省)」から引用

2. 将来の事業環境

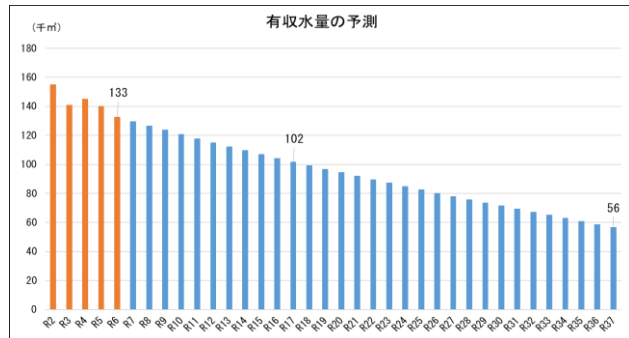
(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」)の試算によると、本町の人口は令和8年から令和17年度の10年間で、20%程度減少することが見込まれているため、この試算による比率で給水人口も減少すると仮定すると、令和6年度では1,743人でしたが、令和17年度には1,336人まで減少し、令和37年度には742人にまで減少すると予想されます。本町では、平成27年8月策定(令和6年12月改訂)の「智頭町総合戦略」において、令和22年(2040年)の目標人口を5,000人と定めて、合計特殊出生率の工場や社会移動の差をゼロ、Uターン施策や移住施策を積極的に実施して、町民個々が活気に満ちた誇りあるまちづくりを継続することが可能となる「幸せな減少」を目指しています。本経営戦略では、社人研の試算を基礎としていますが、智頭町人口ビジョンの試算を基礎とした場合は、給水人口が予測値より増加する可能性があります。



(2) 水需要の予測

給水人口の減少や、近年の節水意識の向上、節水機能を持つ機器類の普及等により、水需要の減少は予測されますし、給水人口の減少率を基準に、有収水量を予測すると、令和6年度では133千m<sup>3</sup>でしたが、令和17年度には102千m<sup>3</sup>まで減少し、令和37年度には56千m<sup>3</sup>まで減少すると予想されます。給水人口減に伴う水需要に対応するため、漏水調査修理等により今後の有収率を向上させることが重要であると考えています。



### (3) 料金収入の見通し

現状は、給水使用料として水質検査委託料等を徴収しているのみであり、利用者からの直接の水道料金徴収を行っていないため、収入の見通しは予測できません。  
しかし、利用者が管理する現状が今後も継続するとは考えにくく、いずれは維持管理を含め町に移管するものと予測できますので、徐々に見通しができるようになって考えています。

### (4) 組織の見通し

水道課で簡易水道事業を運営しており、簡易水道事業に従事している職員は4名体制です。水道事業との兼任となるため、広域での対応が求められます。  
しかし、財政上人員の補強は難しく、人件費を減少させる手立ても見込めませんが、サービスの低下を招かないように、技術の適正な継承を行い、将来を見据えて人材の育成、効率化にも取り組んでおり、水道技術管理者の有資格者も2名体制にできました。  
今後も令和6年度と同様の体制で運営を行う予定です。

年度	R6	R8(計画)	R17(計画)	R27(計画)	R37(計画)
職員数	4	4	4	4	4

## 3. 経営の基本方針

基本的には維持管理運営は各集落が行うため、簡易水道事業の収支については、水質検査委託料等を給水使用料として各集落から徴収しているのみです。今後も、適切な負担区分に基づいた給水使用料の徴収を行います。

支出面では、水質検査業務を他の水道事業と一括で発注することによるコスト削減や、上水道事業で導入しているクラウド管理システムを簡易水道にも導入することを検討していますが、簡易水道は施設数が多い(15施設)ことに加えて、導入に係る費用を各集落が負担することになるため、導入には利用者の了承が必要となります。  
しかし、安心・安全な水の確保のため、残塩濃度・色度・濁度・水圧・水温等を遠隔監視できるクラウド管理システムの導入は必要と思いますので、利用者の理解を得ながら、計画的に導入していきたいと考えています。

計画期間内においては、令和17年度の料金回収率(維持管理費)が55%以上の水準を維持できるよう、給水使用料の適切な負担設定やコスト削減に努めます。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	現状は、維持管理運営を各集落が行っているため、計画的な投資は難しいと推測されますが、施設の経年劣化も進んでいることから、事業統合等も視野に入れながら計画的な投資を検討していきます。
-----	--

本町が主体で行う具体的な施設、設備投資は予定していません。  
しかし、利用者の安全や安心の確保を第一に必要な投資を検討していきます。想定される投資案は、以下の通りです。

- ・水質管理のためのクラウド管理システムの導入
- ・現在施設等を所有する利用者に代わって老朽化した施設や装置の取替を行う
- ・上水道事業との統合

### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	受益者負担の原則に基づき、水質検査委託等に係る費用は引き続き利用者に負担を求めています。また、水質管理におけるICTの導入や老朽化した施設や装置の取替が発生した場合においても利用者と協議のうえ、適切な負担を定めることとします。
-----	---

財源については受益者負担の原則に基づき、原則として利用者が負担することとしますが、施設の老朽化に加え利用者数の減少と言う課題もあることから、利用者との協議のうえ適切な負担を定めることとします。

(財源の考え方)

【収益的収入】

- ・料金収入……………水質検査委託料・手数料の60%を設定
- ・他会計補助金(基準内)…支払利息の一部を設定
- ・他会計補助金(基準外)…水質検査委託料・手数料の40%及び資金不足額の補填

【資本的収入】

- ・企業債……………委託料(会計支援)に充てる金額を設定
- ・他会計補助金(基準内)…償還元金の一部を設定
- ・他会計補助金(基準外)…償還元金に対して収支が不足する金額を設定

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【収益的支出】

- ・水質検査に係る委託料等……予算値を基準に物価上昇率等を考慮して設定
- ・委託料(会計支援等)……………令和9年度まで設定
- ・その他……………決算値、平均値等を基準に物価上昇率を考慮して設定

※物価上昇率は、「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)」を参考に設定

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	鳥取県で広域化に関する協議会を通じて検討していきます。 広域化には他団体との連携が必要であることから、協議会を通じて情報交換を随時実施し、動向を注視します。
民間の資金・ノウハウ等の活用 ( PPP/PFI 等の導入等 )	今後、必要に応じてこれらの可能性について検討していきます。
アセットマネジメントの充実 ( 施設・設備の長寿命化等による投資の平準化 )	必要な設備の修理・更新等を行います、集中的な投資にならるように検討していきます。
施設・設備の廃止・統合 ( ダウンサイジング )	給水人口の減少による簡易水道の統合、もしくは上水道への編入を検討していきます。
施設・設備の合理化 ( スペックダウン )	簡易水道の統合、上水道への編入による施設の合理化を検討していきます。
その他の取組	委託料は法的に必要な水質検査委託料であるため、削減はできませんが、会計システムの共同導入により、今後の運営費用削減を検討しています。

② 財源についての検討状況等

料 金	現状では、基本的に水質検査委託料等の立替分を徴収しているのみであり、料金収入は給水人口には比例していないため検討していません。
企 業 債	現在、施設・設備等に係る企業債の計上はありません。
繰 入 金	現在、水質検査委託料等の40%を一般会計から繰り入れています。本来、利用者が負担すべき費用ではありますが、各簡易水道の給水対象者が少数であるため、水質検査料金の負担が大きく、負担軽減のための繰入であり、削減は難しいと考えています。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	必要最低限の資産であり、収入増加に結び付くようなものはありません。
その他の取組	特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、決算額と計画額との比較検証を行い、また、5年毎に計画の見直しを行い、必要に応じて外部有識者、技術者の協力を仰ぎ、計画の更新を行います。
-------------------------	---

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

鳥取県 智頭町

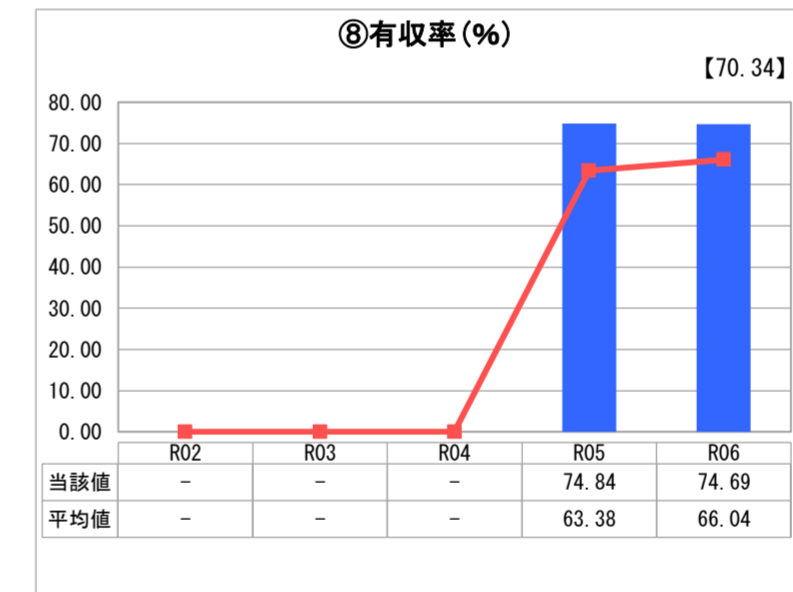
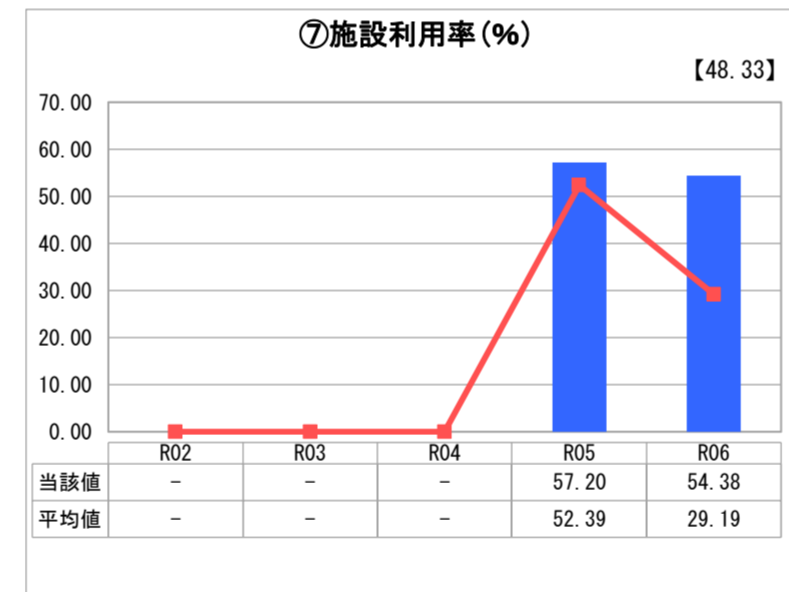
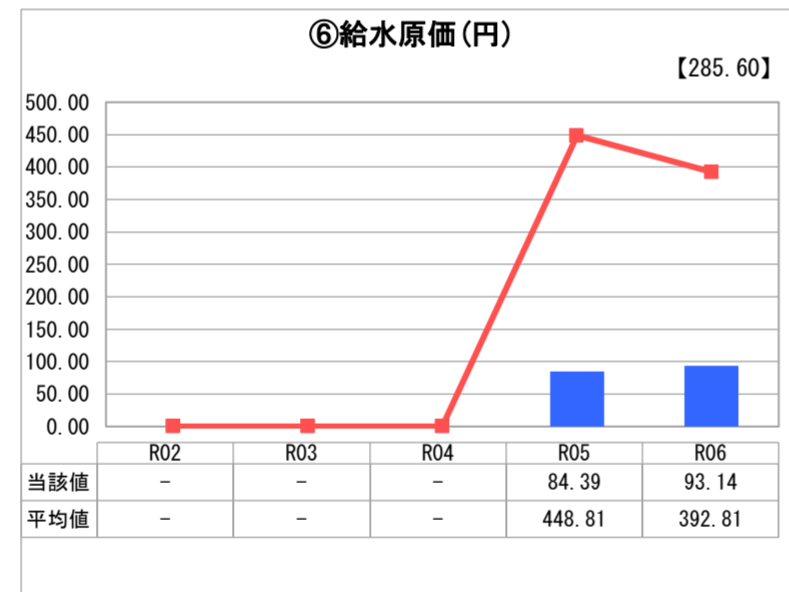
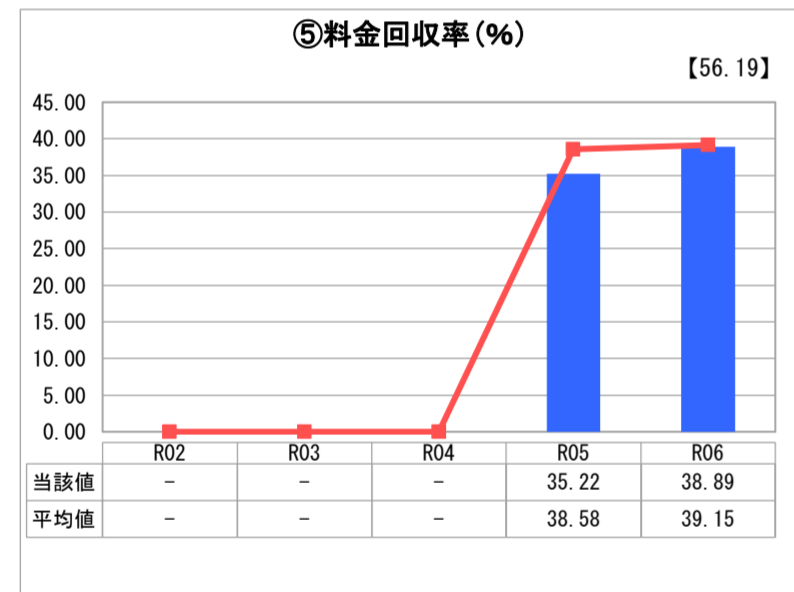
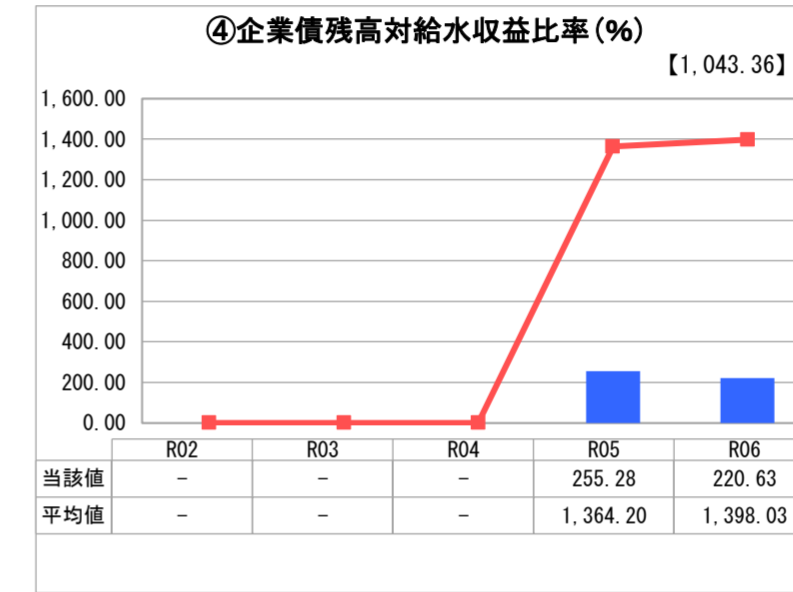
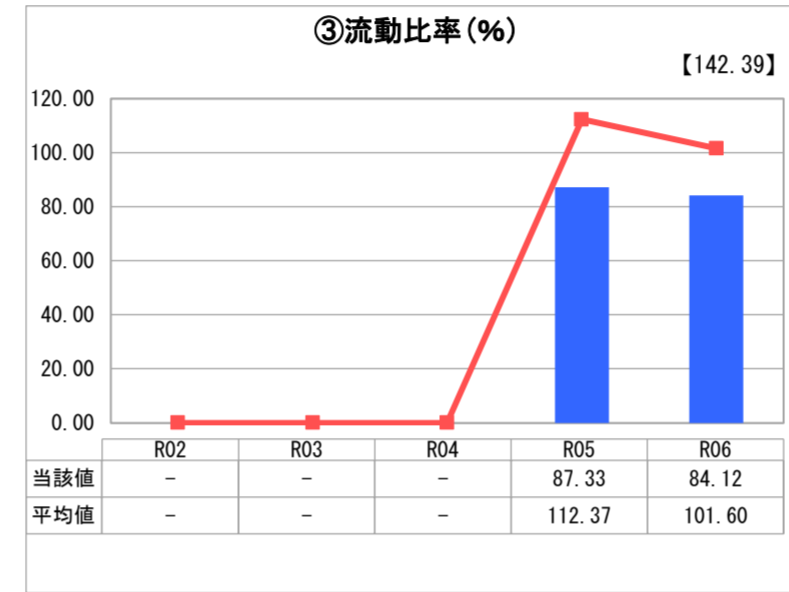
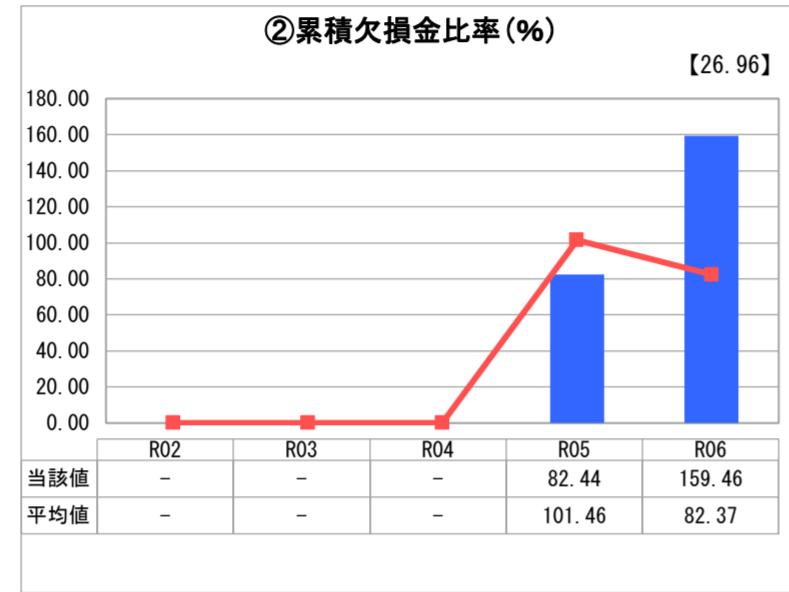
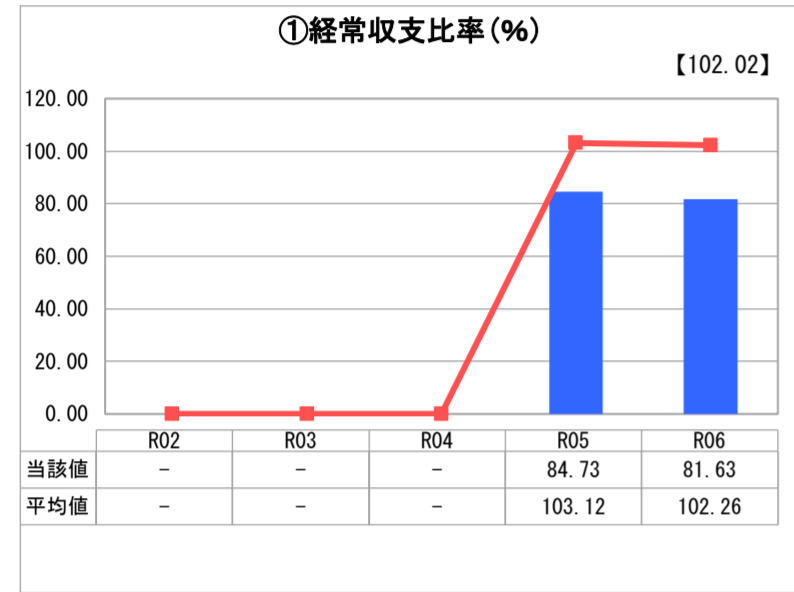
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	95.64	28.81	1,660	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,129	224.70	27.28
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,743	2.80	622.50

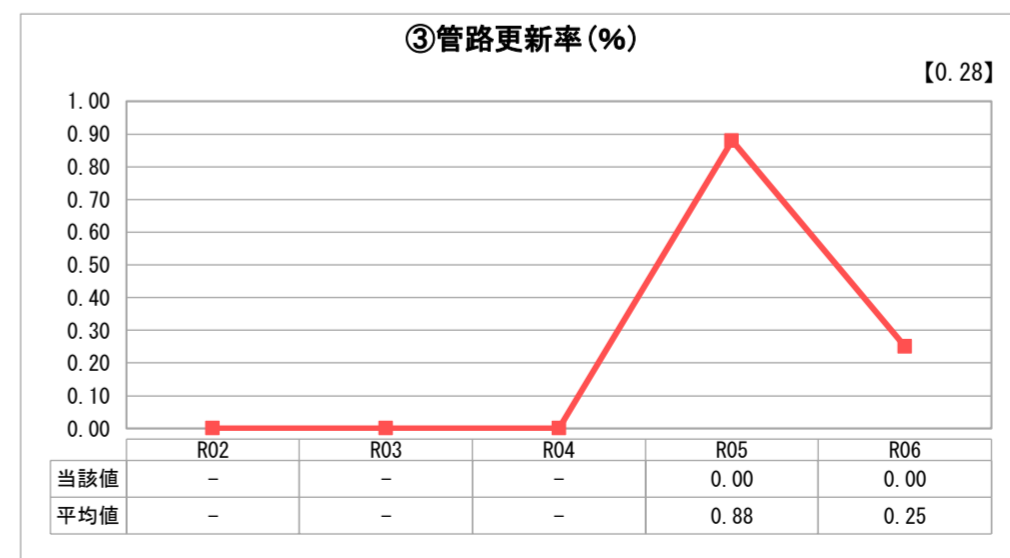
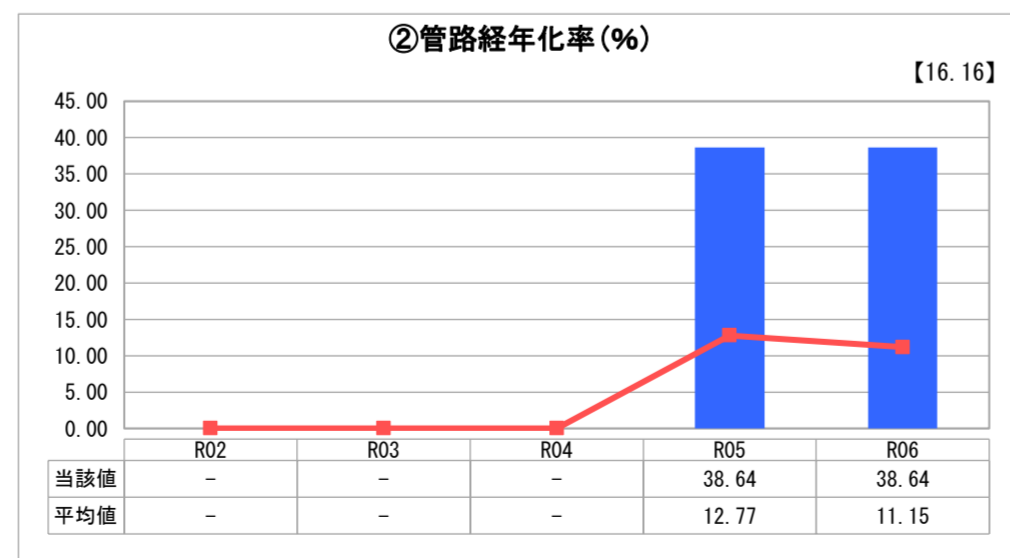
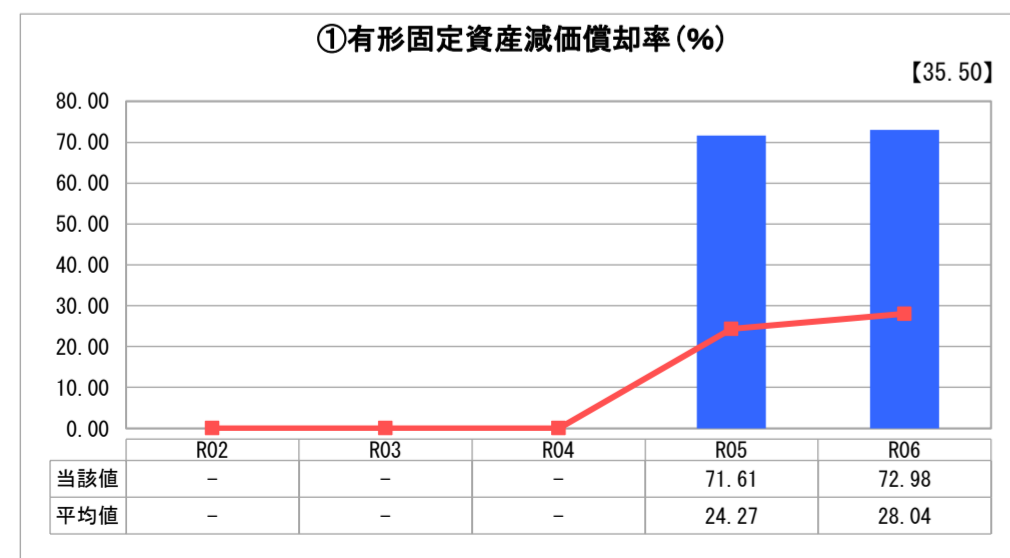
**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率及び料金回収率は、供給人口が少ないことによる受益者負担を軽減するために水質検査料等の補助として繰入を行っているため、100%を超えることは難しい。  
 累積欠損金比率においては、毎年の減価償却費の負担が大きく、繰越利益剰余金等で賄うことのできないため、今後も厳しい状況が続く見込みである。  
 流動比率においては、今後も企業債の借入を行って事業運営を行っていく予定であるため、低下することが予想される。  
 給水原価については、類似団体平均値より低い額となっている。  
 有収率については類似団体平均値よりも高いが、施設の老朽化もあり改善すべき事項であると考えている。  
 今後も、健全性・効率性を維持していきたい。

### 2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率及び管路経年化率については、類似団体と比べ老朽化が進んでいる状態である。  
 老朽化は避けられない課題であり、財政を考慮しながら更新を計画していきたい。

## 全体総括

令和5年度から法適用に移行したことで、それまでの分析内容と大きく変わり、類似団体と比較し全体的に平均より低い傾向となった。  
 今後も老朽化の更新等を視野に入れ適切な施設の維持管理に努めていきたい。



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		(決算)	(決算) 〔決見込〕											
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債	1,100	1,100										
		うち資本費平準化債												
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金	1,250	1,140	1,140	1,454	1,454	1,604	1,607	1,429	1,061	474	162	164
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国(都道府県)補助金												
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金												
	9. その他													
	計 (A)	2,350	2,240	1,140	1,454	1,454	1,604	1,607	1,429	1,061	474	162	164	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	2,350	2,240	1,140	1,454	1,454	1,604	1,607	1,429	1,061	474	162	164	
資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費												
		うち職員給与費												
		2. 企業債償還金	1,140	1,140	1,140	1,454	1,454	1,604	1,607	1,429	1,061	474	162	164
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
計 (D)	1,140	1,140	1,140	1,454	1,454	1,604	1,607	1,429	1,061	474	162	164		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) (D)-(C)														
補填 財源	補填 財源	1. 損益勘定留保資金												
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他												
計 (F)														
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)		10,590	10,550	9,410	7,956	6,501	4,897	3,290	1,861	800	326	164		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算) 〔決見込〕										
収益的 収支分	収益的収支分	3,322	4,059	5,241	5,284	4,240	4,272	4,302	4,333	4,366	4,399	4,435	4,473
	うち基準内繰入金	30	40	42	39	33	28	21	15	10	5	2	1
	うち基準外繰入金	3,292	4,019	5,199	5,245	4,207	4,244	4,281	4,318	4,356	4,394	4,433	4,472
資本的 収支分	資本的収支分	1,250	1,140	1,140	1,454	1,454	1,604	1,607	1,429	1,061	474	162	164
	うち基準内繰入金	618	618	618	791	791	873	875	786	584	261	89	90
	うち基準外繰入金	632	522	522	663	663	731	732	643	477	213	73	74
合 計		4,572	5,199	6,381	6,738	5,694	5,876	5,909	5,762	5,427	4,873	4,597	4,637